

地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、長崎県内において大規模な地震等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合における災害廃棄物の撤去及び収集・運搬等に関して、長崎県（以下「甲」という。）が長崎県環境整備事業協同組合（以下「乙」という。）に協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「災害廃棄物」とは、災害に伴い発生するし尿、浄化槽汚泥、生ごみ、生活ごみ等をいう。

(協力要請)

第3条 甲は、災害が発生した場合において、県内の市町・一部事務組合（以下「被災市町等」という。）が実施する次の各号の事業（以下「災害廃棄物の処理等」という。）について、被災市町等からの要請に基づいて、乙に協力を要請する。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集・運搬
- (3) その他前各号に伴う必要な事項

(協力要請の手続き)

第4条 甲は、協力要請にあたっては、次の各号に掲げる事項を文書で乙に通知するものとし、併せて関係市町へ通知するものとする。ただし、文書により難しい場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 被災市町等の名称
- (2) 協力の要請内容
- (3) その他必要な事項

(災害廃棄物の処理等の実施)

第5条 乙は、第3条の規定により甲から要請があったときは、乙の会員の中から必要な人員、車両、資機材を調達し、被災市町等が実施する災害廃棄物の処理等に可能な限り協力するものとする。

- 2 乙は、被災市町等の指示に従い、周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮して、災害廃棄物の処理等を行うものとする。
- 3 乙は、協力の内容、方法等について、必要に応じ被災市町等と協議し、確認するものとする。

(情報の提供)

第6条 甲は、災害廃棄物の処理等の円滑な協力を得られるように、県内の被災状況、復旧状況等の必要な情報を乙に提供するものとする。

- 2 乙は、災害廃棄物の処理等に関し協力可能な会員の状況を甲へ報告するものとする。

(実施報告)

第7条 乙は、災害廃棄物の処理等を行ったときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲へ報告するものとする。

- (1) 被災市町等の名称
- (2) 協力の内容
- (3) その他必要な事項

(経費負担)

第8条 第3条の要請に基づき、乙が実施する災害廃棄物の処理等に要した費用の負担については、乙と被災市町が協議するものとする。

(損害賠償)

第9条 第3条の要請に基づき災害廃棄物の処理等に従事した者が、死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の損害賠償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令の規定によるものとする。

(連絡窓口)

第10条 この協定の取扱い窓口は、甲においては長崎県環境部廃棄物対策課、乙においては長崎県環境整備事業協同組合事務局とする。

(協議)

第11条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲及び乙で協議のうえ定めるものとする。

(適用及び効力)

第12条 この協定は、平成23年 6月30日から適用するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は持続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙の記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成23年 6月30日

甲 長崎市江戸町2番13号
長崎県知事 中村 法道

乙 大村市今津町206番地
長崎県環境整備事業協同組合
理事長 岩藤

